

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6799013号  
(P6799013)

(45) 発行日 令和2年12月9日(2020.12.9)

(24) 登録日 令和2年11月24日(2020.11.24)

(51) Int.Cl. F 1  
**A 6 1 M 25/02 (2006.01)** A 6 1 M 25/02 5 0 2

請求項の数 9 (全 12 頁)

|                    |                               |           |                                                                           |
|--------------------|-------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| (21) 出願番号          | 特願2017-562953 (P2017-562953)  | (73) 特許権者 | 503459512<br>マイケル ジェイ. ベイランコート<br>アメリカ合衆国、ニュージャージー、チェ<br>スター、コアラ レーン 31   |
| (86) (22) 出願日      | 平成28年2月22日 (2016. 2. 22)      | (73) 特許権者 | 517294691<br>マーシャル カー<br>アメリカ合衆国、カリフォルニア、カール<br>ズバッド、アシュトン アベニュー 18<br>15 |
| (65) 公表番号          | 特表2018-505036 (P2018-505036A) | (74) 代理人  | 110000855<br>特許業務法人浅村特許事務所                                                |
| (43) 公表日           | 平成30年2月22日 (2018. 2. 22)      | (72) 発明者  | マイケル ジェイ. ベイランコート<br>アメリカ合衆国、ニュージャージー、チェ<br>スター、コアラ レーン 31                |
| (86) 国際出願番号        | PCT/US2016/018888             |           |                                                                           |
| (87) 国際公開番号        | W02016/137872                 |           |                                                                           |
| (87) 国際公開日         | 平成28年9月1日 (2016. 9. 1)        |           |                                                                           |
| 審査請求日              | 平成31年2月18日 (2019. 2. 18)      |           |                                                                           |
| (31) 優先権主張番号       | 14/628, 988                   |           |                                                                           |
| (32) 優先日           | 平成27年2月23日 (2015. 2. 23)      |           |                                                                           |
| (33) 優先権主張国・地域又は機関 | 米国 (US)                       |           |                                                                           |

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ドレッシング

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ヒューバー針組立部品用のためのドレッシング(10)であって、  
 患者に埋め込んだヒューバー針組立部品(13)のハウジング(14)を受け取るための開口部(26)と、患者に接着するために裏面上に接着剤層(19)を有するパッド(18)、および

前記開口部に整合して前記パッドに固定され、前記ヒューバー針組立部品(13)の前記ハウジング(14)を収容し、前記ヒューバー針組立部品の前記ハウジング(14)からのチュービング(15)の通路用溝(30)を有する、透明なドーム状の覆い(28)

、

を含み、

前記パッド(18)に折り重なって前記パッド(18)に固定され、前記パッド(18)を覆う大きさの折りたたみ可能部分(12)を含み、前記折りたたみ可能部分は、患者への固定のために、周囲に接着剤(23)を有することを特徴とする、ドレッシング。

【請求項 2】

前記パッド(18)上に前記折りたたみ可能部分(12)を折り重ねて、前記パッド(18)と前記折りたたみ可能部分(12)の間に湿気が入らないようにするために、前記折りたたみ可能部分(12)を前記パッド(18)に固定するための密閉部(34、35)を含む、請求項1記載のドレッシング。

## 【請求項 3】

前記密閉部（34、35）は、前記折りたたみ可能部分（12）と前記パッド（18）のうちの一つにU型パターンに配置されたメス型構成要素（34）と、前記折りたたみ可能部分（12）と前記パッド（18）のうち他方にU型パターンに配置され、前記メス型構成要素（34）と対になる、オス型構成要素（35）を含む、請求項2に記載のドレッシング。

## 【請求項 4】

前記パッド（18）は、前記ヒューバー針組立部品（13）の前記ハウジング（14）から出て、前記透明なドーム状の覆い（28）の周囲を巻く前記チュービング（15）の前記通路用溝（30）と一直線である1つのスリット（27）を含有する、請求項1から3のいずれか一つに記載のドレッシング。

10

## 【請求項 5】

前記透明なドーム状の覆い（28）への衝撃力を緩和するため、前記透明なドーム状の覆い（28）内の周囲に配置された硬質発泡材料の挿入口（31）をさらに含む、請求項1から4のいずれか一つに記載のドレッシング。

## 【請求項 6】

ハウジング（14）、患者の皮膚を貫通するための針、および前記ハウジングから伸び、前記針と通じ合うチュービング（15）を有するヒューバー針組立部品（13）と、前記ハウジング（14）を覆うドレッシング（10）であって、前記患者の皮膚に固定され、前記ハウジング（14）を受け取るための開口部（26）を有するパッド（18）と、前記開口部（26）に整合し、前記パッド（18）に固定され、前記ハウジング（14）を収容するための透明なドーム状の覆いを含む第1部分（11）を有するドレッシング、

20

との組合せであって、

さらに前記チュービング（15）を包み込むために前記第1部分（11）に折り重なって前記第1部分（11）に固定される透明な第2部分（12）を含む、組合せ。

## 【請求項 7】

前記第1部分（11）と前記第2部分（12）の間から侵入してくる湿気を防ぐために、前記第2部分（12）を前記第1部分（11）に開放可能に固定するための密閉部（34、35）をさらに含む、請求項6に記載の組合せ。

30

## 【請求項 8】

前記パッド（18）が前記ハウジング（14）からの前記チュービング（15）の通路のためのスリット（27）を含み、前記透明なドーム状の覆い（28）が前記チュービング（15）の通路のための前記スリット（27）と一直線になった通路用溝（30）を有し、前記チュービング（15）が前記透明なドーム状の覆い（28）の周囲に巻きつき前記第2部分（12）が前記チュービング（15）の上に折れかぶさる、請求項6または7に記載の組合せ。

## 【請求項 9】

前記ヒューバー針組立部品（13）は、前記チュービング（15）の端上のカテーテル（16）および前記チュービング（15）上の密閉クランプ（17）を含み、前記カテーテル（16）と前記密閉クランプ（17）は、前記透明なドーム状の覆い（28）の周囲に巻きつき、前記第2部分（12）がその上に折れかぶさる、請求項6から8のいずれか一つに記載の組合せ。

40

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本出願は、2015年2月23日出願の14/628,988の一部継続出願である。

## 【0002】

本発明は、ドレッシングに関する。さらに詳細には、本発明はヒューバー（Huber）針組立部品用のドレッシングに関する。

50

## 【背景技術】

## 【0003】

例えば、米国特許 8,574,197 から知られるように、血管アクセスデバイス（注入ポート）を患者に埋め込み、痛み止め薬、化学療法、抗菌薬、抗ウイルス薬または抗真菌性薬を、水分や栄養分の補給と同様に供給する。さらに、ヒューバー針を使用してこれらの血管アクセスデバイスにアクセスを得ることができる。通常、ヒューバー針は患者に埋め込むことができる角度のついた L 型針であり、施術者が操作するのに手動でつかむことができるハウジングに組み立てられている。

## 【0004】

ヒューバー針組立部品は、通常 L 型ヒューバー針、ハウジングから伸び、ヒューバー針と連携して、ヒューバー針を介して薬剤またはその他の流動物を注入ポートに運搬するチュービング (tubing)、チューブの先端上のカテーテルおよびチューブの中間部分に位置する密閉クランプからなる。

10

## 【0005】

ヒューバー針は通常、長期注入療法に使用される。針の角度関係により、針の後部を注入ポート周辺の領域において患者の皮膚外面にテープを貼ることによって安全にしっかりと固定することができる。

## 【0006】

ヒューバー針は、数日間患者に留置することができるので、ヒューバー針が患者に埋め込まれている部位を覆う必要がある。

20

## 【0007】

従って、埋込型ヒューバー針のための比較的簡単なドレッシングを提供することが本発明の目的である。

## 【0008】

本発明のもう一つの目的は、無菌状態での埋込型針の部位を維持することができる埋込型ヒューバー針用のドレッシングを提供することである。

## 【0009】

本発明のもう一つの目的は、不注意による衝撃からヒューバー針を保護する埋込型ヒューバー針組立部品のためのドレッシングを提供することである。

## 【0010】

本発明のもう一つの目的は、埋込型ヒューバー針組立部品を覆うドレッシングを提供することである。

30

## 【0011】

簡潔には、本発明は患者に埋め込んだままのヒューバー針とともに使用されるべき、ヒューバー針組立部品用のドレッシングを提供することである。

## 【0012】

一実施形態において、ドレッシングはヒューバー針の埋込型ハウジングおよびハウジングから伸びているチュービング、カテーテルを保護するために、お互いに折り重なった 2 つの部分を具備している。ドレッシングは患者のヒューバー針を刺す部位に固定され、保護という形でヒューバー針全体の組立部品を維持しながら、数日間にわたって患者の歩行を可能にする。

40

## 【0013】

ドレッシングの第 1 部分は、患者に埋め込んだヒューバー針のハウジングを受け取っている開口部を有するパッド、およびヒューバー針のハウジング内に含む開口部に整合し、パッドに固定される透明なドーム状の覆いを具備している。さらに、パッドは、ヒューバー針のハウジングからのチュービングの通路のためのスリットを含み、チュービング、カテーテル、密閉クランプがドーム状の覆いのあたりで曲がるようにし、パッドの上側に対して平らにすることを可能にする。

## 【0014】

パッドは、患者の皮膚に固定させるために裏面に沿って接着剤層、および使用前の意図

50

しない目的にパッドの不注意な接着に対して保護するための接着剤の上の3つの剥離層を具備している。

【0015】

ドレッシングの第2部分は透明であり、第1部分を覆う大きさであって、患者に固定するために周辺部に接着剤を有する。この第2部分は、ヒューバー針のハウジング、チュービング、カテーテル、および密閉クランプを無菌的に包み込みながら、曲げられたチュービングおよびカテーテルを所定の位置に挟み込む。また、剥離層は、使用前の意図しない目的での該部分の不注意な固着から保護するために、該部分の境界の粘着剤の上に設けられる。

【0016】

この実施形態において、ドレッシングの第1部分は、衝撃力に対して、ドーム状の覆いを守るためにドーム状の覆い内の周囲に配置される硬質発泡材料の挿入口を含む。また、挿入口はヒューバー針のハウジングに対する不注意な衝撃に対して保護することにもなる。挿入口はまた、患者に接触する底面に抗菌剤を有する。

【0017】

使用時に患者に埋め込まれた針をヒューバー針組立部品に包み込むために、第1の剥離層が、パッドの接着層を露出させるためにドレッシングのパッドの裏面の主な部分から除去され、ヒューバー針のハウジングがパッド上のドーム状の覆い内に包含されるように、パッドは患者の皮膚にあてられる。同時に、ヒューバー針のチュービングはパッド内のスリットおよびドーム状の覆い内のスリットを通過する。

【0018】

次に、チュービングは、カテーテルおよびチュービング上の密閉クランプとともに、ドーム状の覆いの周囲で曲げられる。これに続いて、第2部分をパッド上に覆うように折り曲げて、チュービング、カテーテル、クランプを2つの部分の間に挟み込む一方、ドーム状の覆いも覆う。同時に、第2部分上の剥離層は、パッドの周囲の患者の皮膚とパッドの周辺部に固定するための接着剤を露出するため、第2部分の境界部から除去され、無菌環境でヒューバー針組立部品全体を包み込む。

【0019】

ドレッシングの2つの部分を一緒に固定するために接着剤を使用するのに取って代わるものとしては、ジップロック（登録商標）密閉またはベルクロ（登録商標）密閉製が使用されても良い。

【0020】

ジップロック密閉の場合、ドレッシングの第1部分はパッドの周辺から内側に間隙をあけてU型パターンに配置された密閉のために必要なメス型構成要素を有する注入成形パッドでできている。ドレッシングの他の部分は、フィルムの周辺から内側に間隙をあけてU型パターンに配置された密閉のために必要なオス型構成要素を有する注入成形フィルムでできている。ドレッシングの2つの部分と一緒に圧力を掛けると、オス型構成要素はメス型構成要素と組合わさって、2つの部分に密閉固定を提供する。

【0021】

もう一つの実施形態では、ドレッシングは第1部分のみによって形成される。この実施形態では、第2部分は除去されるか、あるいは第1の場所の第1部分に固定されない。患者の中の埋込型ヒューバー針組立部品を包み込むのにドレッシングを使用する場合、ドレッシングのパッドはパッド上のドーム状の覆い内にヒューバー針のハウジングを包含するように患者の皮膚に当てられ、ヒューバー針のチュービングはパッドのスリットおよびドーム状の覆い内のスリットを通過する。その後、ヒューバー針のチュービング、カテーテル、密閉クランプは覆われる必要はないが、露出して置かれる可能性がある。

【0022】

本発明のこれらの目的およびその他の目的は、添付図面と共に下記の詳細な説明から明らかになる。

【図面の簡単な説明】

10

20

30

40

50

## 【0023】

【図1】本発明に従って構成されたドレッシングの下面図。

【図2】図1のドレッシングの上面図。

【図3】図1のドレッシングが使用された、ヒューバー針組立部品の上面図。

【図4】本発明による、ヒューバー針組立部品のハウジング上に正しく置かれたパッドを含む部分と、該部分の側端上にある剥離層を有する図1のドレッシングの、剥離層が剥がされる過程の、上面図。

【図5】パッドを含む部分のドーム状の覆いの周りに曲げられる過程の、ヒューバー針組立部品のチュービング、カテーテルおよびクランプを示す図4に類似した図。

【図6】ドレッシングのカバー成形部分上の除去される過程の剥離層を示す図5に類似した図。

【図7】カバー成形部分の完全に除去された剥離層を示す図5に類似した図。

【図8】本発明に従って、ヒューバー針組立部品上に折り重なった状態の図1のドレッシングを示す図。

【図9】図8の線9-9の断面図。

【図10】ドレッシングのパッドを含む部分内のドーム状の覆いの周辺部分に微生物層を有する変形ドレッシングの下面図。

【図11】本発明に従って、パッドを含む部分のドーム状の覆い内に硬質発泡材料の挿入口を有するドレッシングの下面図。

【図12】本発明による、ジップロック型密閉を有する変形ドレッシングの上面図。

【図13】開放状態における図12のジップロック型密閉の構成要素の模式的断面図。

【図14】閉状態における図12のジップロック型密閉の構成要素の模式的断面図。

【発明を実施するための形態】

## 【0024】

図1を参照すると、ドレッシング10は、埋込型ヒューバー針組立部品の部位を保護するために使用される場合、お互いに折り重なるようになる2つの部材11、12を含む。

## 【0025】

図3を参照すると、ヒューバー針組立部品13は、L型ヒューバー針（図示なし）のためのハウジング14、ハウジング14から伸び、ヒューバー針と連携して患者（図示なし）内の注入ポートにヒューバー針を介して薬剤またはその他の流動物を運搬するチュービング15、チュービング15の末端のメス型ルアー形状のカテーテル16、およびチュービング15の中間部分に位置する密閉クランプ17を含有する。

## 【0026】

図1を参照すると、ドレッシング10の第1部分11は、患者の皮膚への接着用に適している接着剤層19を提供している長方形のパッド18を含有する。さらに、接着剤層19は除去可能な主剥離層20および除去可能な2つの側面ひも状剥離層21によって覆われている。

## 【0027】

パッド18は、業界で既知の3M（登録商標）#1772医療テープなどのポリエチレン材で作られている。

## 【0028】

ドレッシング10の第2部分12は、長方形であり、薄膜透明プラスチックフィルム22で作られ、たとえば、ポリエチレン製である。パッド18と患者の接着用に、ドレッシングの上面の3つの外周端部（図7参照）上に医療用アクリル系接着剤の接着剤層23があり、ドレッシングの周辺部にクラフトライナーの除去可能な接着剤23を覆う剥離層24がある。

## 【0029】

ドレッシング10の2つの部分11、12は、パッド18の幅に等しいプラスチックフィルム22の片側から突き出した狭い縁25（図9参照）を介して互いに固定され、狭い縁25は、接着剤層20および剥離層21、22間に挟まれ、接着剤層20を介してパッ

10

20

30

40

50

ド 18 に接着されている。

【0030】

図2を参照すると、パッド18は、中央に位置する例えば長方形の開口部26と、開口部26からパッド18の端まで伸びるスリット27を有する。さらに、透明プラスチックの自己支持型ドーム状の覆い28は、はめ合わせの関係により開口部26に取り付けられ、ドーム状の覆い28は、パッド18の下面の接着剤層20に接着する周辺フランジ(突縁)29を有する(図9参照)。

【0031】

図2、9を参照すると、ドーム状の覆い28はヒューバー針組立部品13のハウジング14の形状を収容するように形作られ、例えば、4つの傾斜側面と平らな上面を持つピラミッド形である。さらに、スリット27に面したドーム状の覆い28の側面はスリット27の一直線にある溝30を有する。

10

【0032】

ドーム状の覆い28は、通気性のための通気口(図示なし)も、提供されてもよい。同様に、パッド18およびプラスチックフィルム23は呼吸できるような材料で作られ、それにより空気がヒューバー針の創傷部位に到達できるようになる。

【0033】

図2を参照すると、一実施形態において、挿入口31は、衝撃力からドーム状の覆い28をまもるために選択可能にドーム状の覆い28内に設けられ、硬質の発泡材料で作られ、ドーム状の覆い28内の周辺部に配置されている。図示されているように、挿入口31は、片側に、ドーム状の覆い28のスロット30およびパッド13のスリット27と一直線になるような溝32をもつ1つ部品により作られている。

20

【0034】

図4に図示されているように、ドレッシング10が埋込型ヒューバー針組立部品13にかぶさるように置かれる場合、第1部分11のパッド18上の除去可能な主剥離層20(図示なし)は接着剤層19を露出するために剥がされ、施術者は、除去可能な2つの側面ひも状剥離層21によって未だに覆われているパッド18の2つの側端をつかみ、ヒューバー針組立部品13のハウジング14の上にドーム状の覆い28を手動で位置決めする。パッド18は患者の皮膚に圧着されるように、残りの除去可能な2つの側面ひも状21は図示されているように剥がされる。

30

【0035】

ドレッシング10の第1部分11のパッド18は所定位置に圧着されるので、ヒューバー針組立部品13のチューピング15は、パッド18のスリット27およびドーム状の覆い28の溝30を通過する(図5参照)。

【0036】

図5を参照すると、パッド18のスリット27を通過後、ヒューバー針組立部品13のチューピング15は、ドーム状の覆い28の周囲に巻かれて、密閉クランプ17およびカテーテル16と共にパッド18の上面に対して平らになる。

【0037】

次に、図6、7を参照すると、ドレッシング10の裏面12のプラスチックフィルム22上の剥離層24は、プラスチックフィルム22の3つの側端上に接着剤23を露出するために剥がれる。その後、プラスチックフィルム22は、パッド18、ドーム状の覆い28、巻かれたチューピング15、密閉クランプ17およびカテーテル16を覆うように折り重なる。次に、プラスチックフィルム22の周囲は、接着剤23を介して患者の皮膚に押されて接着され、図8および9に図示されているように、パッド18、チューピング15、クランプ17およびカテーテル16を包み込む。

40

【0038】

図7および8のように、プラスチックフィルム22の幅はパッド18の幅に比べて広く、プラスチックフィルム22の2つの側面端上の接着剤層23の幅は、パッド18の2つの側面端に沿って封をし、周囲の環境からその側面端を密閉するのには十分な幅である。

50

プラスチックフィルム 22 の長さは、パッド 18 の末端縁とプラスチックフィルム 22 の末端縁上の接着剤層 23 との間に隙 33 が存在するように、パッド 18 の長さに比べて長い。

【0039】

注目すべきことは、さまざまな種類のヒューバー針ラインセットがあり、短針、長針があり、Y サイト注入ポートまたは注射針コネクターを含有する。プラスチックフィルム 22 の余長は、複数の形状の被覆が可能になる。ラインセットが長く、拭き取り可能 (swabable) な Y サイトを含有する場合、隙 33 はそこには存在しない。

【0040】

図 9 を参照すると、ドレッシング 10 がヒューバー針組立部品 13 を所定の場所に置いてカバーする場合、パッド 18 は、中心に位置する開口部 26 の周囲で患者 32 の皮膚に完全に接着され、ヒューバー針部位の無菌を維持するために、その開口部からドーム状の覆い 28 が挿入される。プラスチックフィルム 22 は、患者 34 の皮膚面に 3 辺で接着され、密室にチュービング 15、クランプ 17 およびカテーテル 16 を包み込むように第 4 辺でパッド 18 と一体になっている。

10

【0041】

図 10 を参照すると、上述のように、類似の参照文字は類似の部分进行指し、パッド 18 の底面はドーム状の覆い受け取り開口部 26 の周囲に菌体層 35 を提供されても良い。菌体層は、長方形の輪状またはその他の適切な形に切断され、当業者に知られている適切な薄い抗菌素材によって形成されても良い。

20

【0042】

その代わりに、ドーム状の覆い 28 のフランジ 29 は、感染症と戦うのを助けるための抗菌被覆を備えても良い。

【0043】

図 11 を参照すると、上述のように、類似の参照文字は類似の部分进行指し、挿入口 31 がドーム状の覆い 28 内に選択的に提供される場合、挿入口 31 は溝 32 と一体であり、一方においてドーム状の覆い 28 の溝 30 と一直線状である。図示しているように、挿入口 31 は長方形の輪状からなり、滑り嵌め方法でドーム状の覆い 28 に嵌まり、ドーム状の覆い 28 の壁の内面の形状をとるような大きさである。挿入口 31 は不注意な衝撃に備えてドーム状の覆い 28 を硬くするように、ドーム状の覆い 28 の内側の高さに等しい高さである。

30

【0044】

挿入口 31 が使用されない場合の実施形態では、ドーム状の覆い 28 はヒューバー針組立部品 13 のハウジング 14 とぴったり合うより小さな大きさに作られても良い。

【0045】

有利には、ドーム状の覆い 28 は、ヒューバー針組立部品 13 のハウジング 14 およびヒューバー針の挿入部位の感染症の観察ができるように透明である。さらに、プラスチックフィルム 22 がパッド 18 上に適用される場合、ドレッシングのパッド 18 は、ヒューバー針組立部品の密閉クランプ 17 およびカテーテル 26 が患者の皮膚にくい込むことを防止する快適なパッドとして機能する。

40

【0046】

ドレッシング 10 の裏面 12 のプラスチックフィルム 22 が硬質プラスチックで作られている場合、プラスチックフィルム 22 はドーム状の覆い 28 上に覆うドーム状カバーを形成しても良く、それによって、ヒューバー針組立部品 13 のハウジング 14 を不注意な衝撃から守るさらなる保護をもたらす。プラスチックフィルム 22 がもっと柔軟なプラスチックでできている場合、フィルム 22 はドーム状の覆い 28 上に平たく横たっても良く、または、ドーム状の覆い 28 および取り囲むラインセットに一致させても良い。

【0047】

閉じられた後、ドレッシング 10 は患者に薬剤またはその他の流動物を投与するために、診療医または患者が埋込型ヒューバー針組立部品 13 のカテーテル 16 へのアクセスを

50

許すように容易に開放されても良い。さらに、ドレッシング 10 は第 1 部分 11、第 2 部分 12 をお互いに閉じることなく使用され、患者が第 1 部分 11、第 2 部分を一緒に簡単に閉じることができ、第 1 部分 11、第 2 部分 12 の間に水分および/または石けんの泡を入れないでシャワーを浴びることができるようにしても良い。

【0048】

図 12 を参照すると、上述のように、類似の参照文字は類似の部分の指し、埋込型ヒューバー針組立部品の部位を保護するために使用する場合、ドレッシング 10' は上記のように、お互いに折り重なるべきである 2 つの部分 11'、12' を有する。

【0049】

第 1 部分 11' は、ドーム状の覆い 28 の溝 (図示なし) およびパッド 18 のスリット 27 を含み、図 1 および 2 に関して上述したように作られている。

10

【0050】

図 12 および 14 を参照すると、第 1 部分 11' のパッド 18 は、パッド 18 の周囲から内部に間隔を置いて U 型パターン状に配置されるジップロック型密閉に不可欠なメス型の構成要素を伴って、射出成形されている。

【0051】

第 2 部分 12' は、上述の様に単層フィルム 22 として作られている。

【0052】

図 12 および 13 を参照すると、単層フィルム 22 はフィルム 22 の周囲から内部に間隔を開けて U 型パターン状に配置される密閉に不可欠なオス型の構成要素を伴って、射出成形されている。

20

【0053】

この実施形態において、2 つの部分 11'、12' はお互いに折り重なることができるように、隣接する端に沿って一緒に溶接される。

【0054】

図 14 のように、ドレッシング 10' の 2 つの部分 11'、12' に一緒に圧力を加えると、オス型の構成要素 35 はメス型の構成要素 34 と対になって、2 つの部分 11'、12' の密閉固定を提供し、湿気が 2 つの部分 11' と 12' の間から入ってくることから守る。

【0055】

30

図 13 を参照すると、密閉のメス型の構成要素 34 は、構成要素 34 内で溝を形成する一対の内側に向うタブ 36 を伴う、円形の断面を有する。オス型の構成要素 35 は、フィルム 22 に向かって角度がついた突起 38 を伴って形成された膨らんだ端部 37 を持つピン形状の断面を有する。使用時、オス型の構成要素 35 はメス型の構成要素 34 に押し込まれ、膨らんだ端部 37 と突起 38 がメス型の構成要素のタブ 36 を広げ、図 14 に図示するように、突起 38 がタブ 36 の 1 つに係合する。

【0056】

密閉部 34、35 は、射出成型を容易にするために、角を丸くした連続した U 型に作られているが、密閉部は、隣接する部分の間に隙間を伴う、3 つの互いに垂直な部分により作られても良い。この場合、フィルム 22 に、湿気の侵入に対して、2 つの互いに垂直となる部分間に形成される隙間をブロックする隆起 (図示なし) などを提供しても良い。

40

【0057】

図 12 のように、ドレッシング 10' の 2 つの部分 11'、12' は、第 2 部分 12' が接着剤による患者への接着が必要ではないので、同じ幅である。さらに、2 つの部分 11'、12' が折り重なった時に、2 つの部分 11'、12' は構成要素 34、35 を介してインターロックするように、構成要素 34、35 は線と線が重なる。また、第 2 部分 12' のフィルム 22 はパッド 18 のふちのあたりの折り曲げ点でわずかに伸びる。

【0058】

また、図 12 のように、密閉後に 2 つの部分 11'、12' を分離するために、2 つの部分 11'、12' を分離するための部分 12' を手でつかむのを容易にする突起タブ 3

50



9を伴ってフィルム22が形成されても良い。

【0059】

したがって、本発明は埋込み型ヒューバー針の部位を無菌状態に維持できる埋込み型ヒューバー針組立部品用の比較的簡単なドレッシングを提供し、しかも、ヒューバー針組立部品のチュービング、カテテル、クランプを効果的に覆い、収容することができる。

【0060】

また、本発明は不注意な衝撃からヒューバー針を保護する埋込み型ヒューバー針組立部品用のドレッシングを提供する。

【0061】

さらに、本発明は注入液の投与を受けていない時に、ヒューバー針を伴った患者が歩行して所定の位置につくことが可能になるように、延長された期間、定位置にとどまるドレッシングを提供する。

10

【図1】

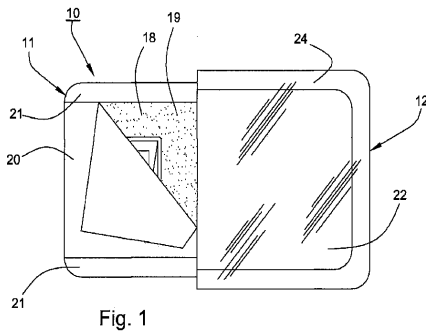


Fig. 1

【図2】

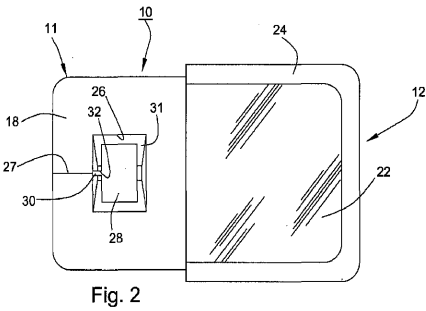


Fig. 2

【図3】

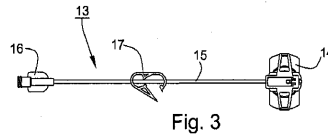


Fig. 3

【図4】

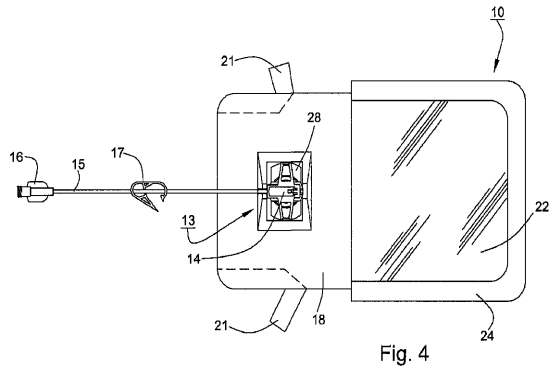


Fig. 4

【 図 5 】

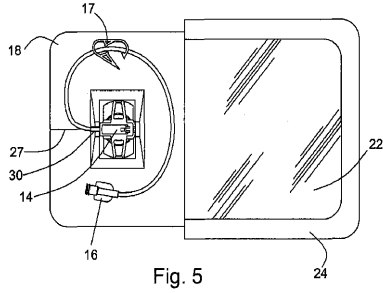


Fig. 5

【 図 7 】

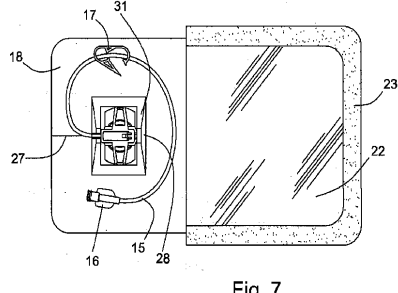


Fig. 7

【 図 6 】

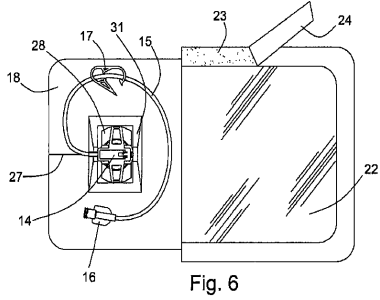


Fig. 6

【 図 8 】

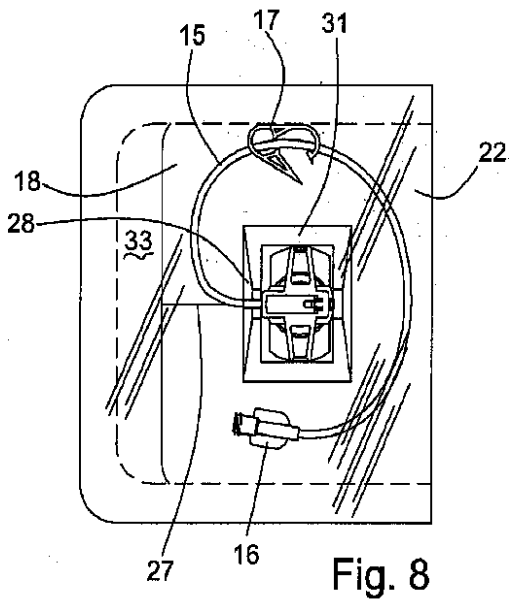


Fig. 8

【 図 9 】

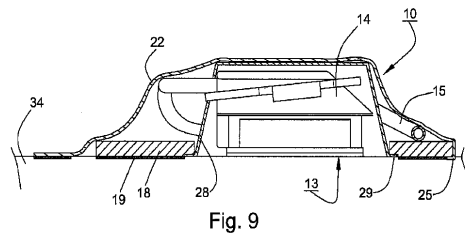


Fig. 9

【 図 10 】

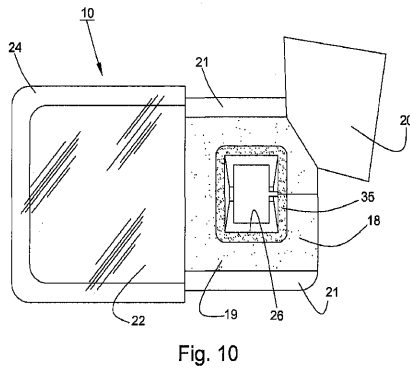


Fig. 10

【 図 1 1 】

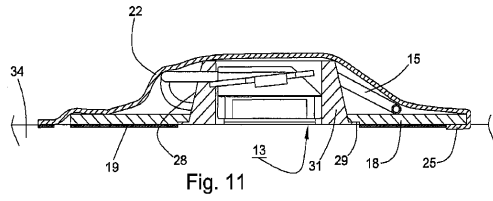


Fig. 11

【 図 1 3 】

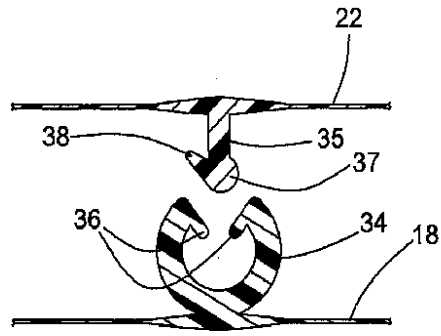


Fig. 13

【 図 1 2 】

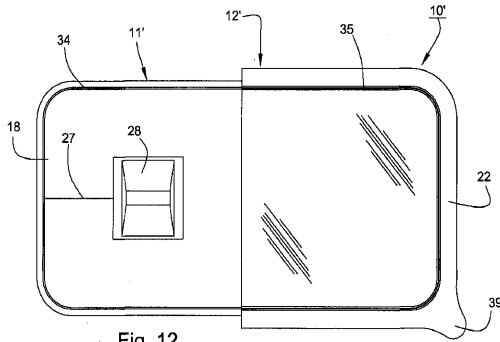


Fig. 12

【 図 1 4 】

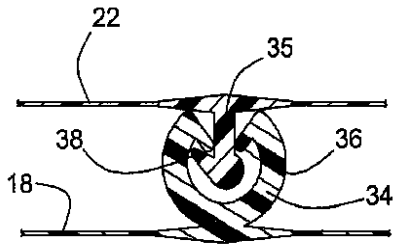


Fig. 14

---

フロントページの続き

(72)発明者 マーシャル カー  
アメリカ合衆国、カリフォルニア、カールズバッド、アシュトン アベニュー 1815

審査官 小原 一郎

(56)参考文献 米国特許出願公開第2007/0055205(US, A1)  
米国特許出願公開第2013/0150796(US, A1)  
国際公開第2014/039891(WO, A2)  
米国特許第04633863(US, A)  
米国特許出願公開第2014/0005607(US, A1)  
米国特許第05607407(US, A)  
特表2016-538899(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
A61M 25/02